

議案第14号

令和5年度長生村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和5年度長生村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,649千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ205,118千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月4日提出

長生村長 小 高 陽 一

提案理由

本案は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、提案するものです。

主な補正の内容

歳入歳出を精査し、それぞれ増減するものです。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 後期高齢者医療保険料		156,749	△5,550	151,199
	1. 後期高齢者医療保険料	156,749	△5,550	151,199
3. 繰入金		53,370	△897	52,473
	1. 一般会計繰入金	53,370	△897	52,473
4. 繰越金		10	798	808
	1. 繰越金	10	798	808
歳入合計		210,767	△5,649	205,118

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 後期高齢者医療 広域連合納付金		199,737	△6,458	193,279
	1. 後期高齢者医療 広域連合納付金	199,737	△6,458	193,279
3. 諸 支 出 金		260	809	1,069
	2. 一般会計繰出金	0	809	809
歳 出 合 計		210,767	△5,649	205,118

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳入

(款) 1. 後期高齢者医療保険料

(項) 1. 後期高齢者医療保険料

目	補正前の額	補正額	計
1. 特別徴収保険料	117,290	△6,156	111,134
2. 普通徴収保険料	39,459	606	40,065
計	156,749	△5,550	151,199

(款) 3. 繰入金

(項) 1. 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
2. 保険基盤安定繰入金	42,977	△897	42,080
計	53,370	△897	52,473

(款) 4. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	10	798	808
計	10	798	808

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 現年度分	△6,156	特別徴収保険料現年度分
1. 現年度分	595	普通徴収保険料現年度分
2. 滞納繰越分	11	普通徴収保険料滞納繰越分

節		説明
区分	金額	
1. 保険基盤安定繰入金	△897	保険基盤安定繰入金

節		説明
区分	金額	
1. 繰越金	798	前年度繰越金

2. 歳出

(款) 2. 後期高齢者医療広域連合納付金

(項) 1. 後期高齢者医療広域連合納付金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 後期高齢者医療広域連合納付金	199,737	△6,458	193,279			△6,458	
計	199,737	△6,458	193,279			△6,458	

(款) 3. 諸支出金

(項) 2. 一般会計繰出金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 一般会計繰出金	0	809	809				809
計	0	809	809				809

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
18. 負担金補助及び交付金	△6,458	○後期高齢者医療広域連合納付金 負担金補助及び交付金 ・後期高齢者医療広域連合納付金 ・保険基盤安定制度拠出金	△6,458 △6,458 △5,561 △897

(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
27. 繰出金	809	○繰出金 繰出金 ・一般会計繰出金	809 809 809